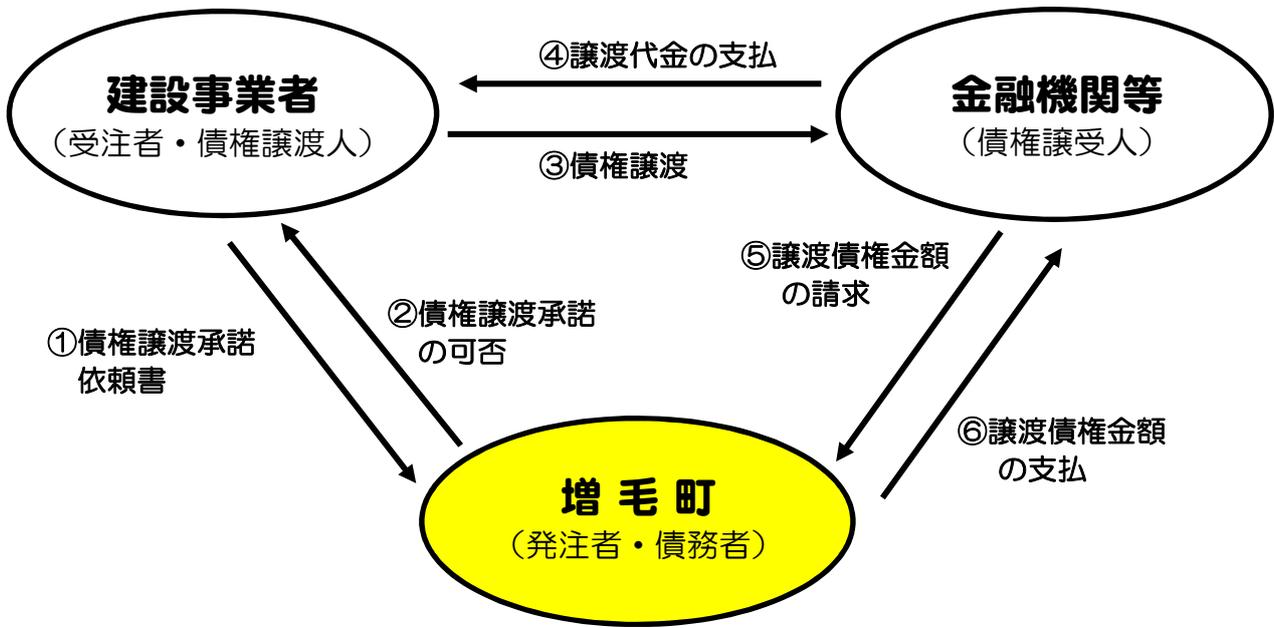


工事完成払代金の債権譲渡のイメージ



- ①建設事業者と金融機関等が工事完成払代金債権の譲渡承諾依頼書を増毛町に提出します。
- ②増毛町は、依頼書の内容を審査のうえ債権譲渡承諾の可否を決定し、内容が適正な場合は、5日以内に承諾書2部を建設事業者に交付します。
- ③建設事業者は、増毛町から承諾を得た場合は、債権を金融機関等に譲渡します。（債権譲渡契約の締結）
- ④金融機関等は、譲渡代金を建設事業者に支払います。
- ⑤金融機関等は、増毛町へ譲渡債権金額の支払いを債権譲渡契約書の写しを添付して請求します。
- ⑥増毛町は、支払請求書を受理した日から40日以内に譲渡債権金額を金融機関等に支払います。